

平成30年7月9日

**「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨」により被害にあわれた
お客さまへの預金払い戻し等の対応について**

このたびの平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当行では、「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨」による被害により災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに、状況に応じて下記のとおり対応いたしますので、窓口までご遠慮なくご相談ください。

記

〈被災者の皆さまへの対応〉

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
2. お届けの印鑑を紛失した場合は、拇印にて対応します。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金等の期限前払戻し(中途解約)並びに定期預金を担保とする貸付にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
5. 災害時における手形の不渡り処分についても、ご事情を考慮のうえ、対応します。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えについてのご相談に応じます。
7. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、審査手続きの簡便化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被害者の皆さまの便宜を考慮して対応します。
9. 住宅ローンなどについては「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続きや、同ガイドラインの利用にかかるご相談に適切に応じます。
10. 罹災証明書のご提示をお願いするお取扱いについても、市町村における罹災証明書の交付が遅延している場合には、対応を検討させていただきますのでご相談ください。

以上